資料2028-WG-5-5

「第3章 技術的条件」のうち
「3.1 一般的条件」（電波防護指針への適合、セキュリティ等）
について

資料提出元： 成澤構成員
山崎構成員

電波防護指針への適合、セキュリティ等

（1） 認証・秘匿・情報セキュリティ

不正使用を防止するための移動局装置固有の番号付与、認証手順の適用、通信情報に対する秘匿機能の運用等を必要に応じて講じること。

（2） 電磁環境対策

移動局と自動車用電子機器や医療用電子機器との相互の電磁干渉に対しては、十分な配慮が払われていること。

（3） 電波防護指針への適合

移動局、電波を使用する機器については、電波法施行規則第21条の3*に適合すること。（*参考資料添付）

（4） 移動局識別番号

移動局の識別番号の付与、送出の手順はユーザによるネットワークの自由な選択、ローミング、通信のセキュリティ確保、無線局の監理等について十分配慮して定められることが望ましい。

（5） 移動局送信装置の異常時の電波発射停止

次の機能が同時に独立してなされること。

ア 基地局が移動局の異常を検出した場合、基地局は移動局に送信停止を要求すること。

イ 移動局自身がその異常を検出した場合は、異常検出タイマのタイムアウトにより移動局自身が送出を停止すること。

参考資料

（電波の強度に対する安全施設）

第二十一条の三　無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び(および)電力束密度(でんりょくそくみつど)をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他する場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入り(でいり)することができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

一　平均電力が二〇ミリワット以下の無線局の無線設備
二　移動する無線局の無線設備
三　地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
四　前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

別表第二号の三の二　電波の強度の値の表

周波数	電界強度（V/m）	磁界強度（A/m）	電力束密度（mW/cm2）	平均時間（分）
1　10kHzを超え30kHz以下	275	72.8	―	6
2　30kHzを超え3MHz以下	275	2.18^{f-1}		
3　3MHzを超え30MHz以下	824^{f-1}	2.18^{f-1}		
4　30MHzを超え300MHz以下	27.5	0.0728	0.2	
5　300MHzを超え1.5GHz以下	$1.585f^{1/2}$	$f^{1/2}/237.8$	f/1500	
6　1.5GHzを超え300GHz以下	61.4	0.163	1	